

伊東市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊東市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者をいう。第6条を除き、以下「受注者」という。）が公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、伊東市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に基づく工事又は繰越工事であって、市が債権譲渡を承諾する時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (3) 市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) 市が債権譲渡の承諾を不適当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、次のとおりとする。

- (1) 当該請負工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額
- (2) 当該請負工事が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検

査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。この場合において、中小・中堅建設業者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項に規定する承諾に当たっての工事の出来形の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（第1号様式）の受領をもって足りるものとする。

(承諾権限)

第5条 受注者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得るものとする。

(債権譲渡先)

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 債権譲渡の承諾を受けようとする受注者は、次の各号に掲げる申請書類を市に提出するものとし、その通数は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第2号様式） 1通
- (2) 受注者と債権譲渡先との間で締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書 1通
- (4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1 通

(債権譲渡の承諾手続)

第 8 条 市は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受領後速やかに債権譲渡に係る承諾の手続を行うものとする。

2 市は、債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡承諾書（第 3 号様式）2 通を受注者に交付するものとする。

3 市は、債権譲渡整理簿（第 4 号様式）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第 9 条 市は、債権譲渡の申請に係る工事が第 2 条に規定する工事に該当しない場合又は第 7 条に規定する申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、受注者に承諾しない旨及びその理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第 5 号様式）を交付するものとする。

(申請書類の確認に際して留意すべき事項)

第 10 条 市は、債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

2 市は、債権譲渡承諾依頼書等の印影を印鑑証明書と照合するものとする。

3 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合においては申請書類を個別に提出させるものとし、申請書類の提出を受けた日から起算して 3 か月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている場合においては、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第 11 条 債権譲渡が、1 回目の手形の不渡り等受注者の倒産等の兆候がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第 12 条 本制度における保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）に

よる金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資時の出来形確認）

第 1 3 条 融資時の譲渡債権の担保価値の查定のために出来形の確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来形の確認を行うものとする。

2 前項の出来形確認を行うに当たり現場確認の必要があるときは、債権譲渡先は、工事出来形検査協力依頼書（第 6 号様式）を市に提出するものとする。

3 前項の工事出来形検査協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立ち入りを承認するものとする。

（融資実行の報告）

第 1 4 条 受注者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに融資実行報告書（第 7 号様式）を市に提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第 1 2 条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市に提出するものとする。

（債権譲渡後の前払金等の取扱い）

第 1 5 条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について受注者及び債権譲渡先は約款第 3 4 条第 1 項に規定する前払金、同条第 2 項に規定する中間前払金及び第 3 7 条に規定する部分払の請求はできないものとする。

（請負代金等の請求）

第 1 6 条 債権譲渡先は、市による検査に合格し、引渡しを行った場合に限り、当該引渡し部分に相当する債権金額の支払を、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で請求することができるものとする。

2 債権譲渡先が、前項の請求をするときは、次に掲げる書類を市に提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書（第 8 号様式）

(2) 発行日から 3 か月以内の債権譲渡先の印鑑証明書

(3) 市の押印がされた債権譲渡承諾書の写し

3 提出を受けた日から起算して 3 か月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出され

ている場合は、前項第2号の印鑑証明書の提出を省略することができる。

(工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項)

第17条 市は、前条第2項第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第3条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

(その他)

第18条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるものとみなし、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 受注者は、本制度に係る債権譲渡によって、工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)が失効した日に、その効力を失う。